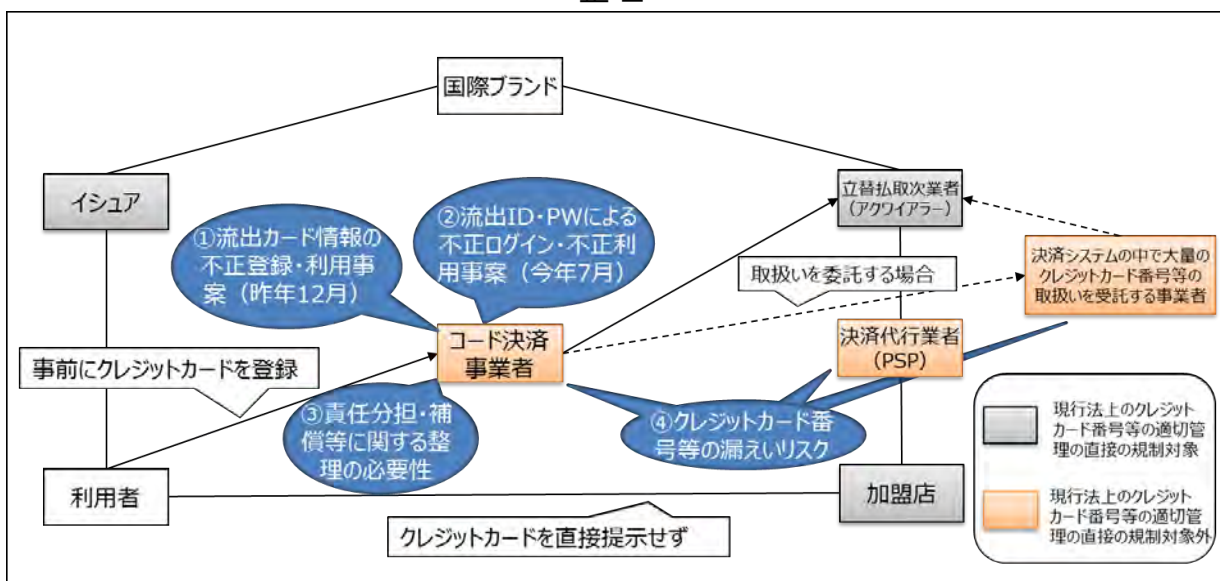


第2節 時代の要請を受けた消費者保護～QRコード決済事業者等のセキュリティ対策～

(1) クレジットカード取引を取り巻く環境変化

ICTの進展に伴い、決済テクノロジーが進化し、コード決済事業者等、新たに決済サービスに携わる事業者が出現している。こうした事業者に関しては、利用者の利便性を向上させている一方、昨年12月のクレジットカード不正登録事案や、今年7月の第三者からの不正アクセス被害の発生に見られる通り、セキュリティ上の問題など、新たな問題が生じている。このため、発生している事案やリスクを踏まえ、どのように対応することが考えられるか整理することが必要である。

【図15】コード決済事業者等を取り巻くクレジットカード取引と昨今の不正利用事案等の整理



(2) 昨今発生している不正事案やリスクに係る検討

① 流出カード情報の不正登録・利用事案(昨年12月)の概要と対応

昨年12月、コード決済サービスにて、流出したカード情報を元にクレジットカードが登録され、不正利用される事案が発生した。これを受け、(一社)キャッシュレス推進協議会にて「コード決済における不正流出したクレジットカード番号等の不正利用防止対策に関するガイドライン」が策定され、その後、同様の事案は発生していない状況にある。

なお、同協議会では、同時に、QRコード等の仕様の統一化を図るとともに、セキュリティ対策について必須の対策から参考となる対策までを整理した「コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン(CPM/MPM)」を策定している。

【図 16】コード決済における不正流出したクレジットカード番号等の不正利用防止対策に関するガイドラインの概要

	コード決済事業者	クレジットカード事業者
アカウント作成時	本人認証	—
クレジットカード登録時	<ul style="list-style-type: none"> 券面認証（入力回数制限含む） 3Dセキュア 属性・行動分析等 	<ul style="list-style-type: none"> 3Dセキュアの啓発 オーソリモニタリング クレジット名義人への登録通知
決済時	<ul style="list-style-type: none"> 金額や利用回数等の上限設定 取引モニタリング クレジットカード事業者との情報連携 	<ul style="list-style-type: none"> 不正検知の精度向上・強化 コード決済事業者との情報連携
決済後	<ul style="list-style-type: none"> 不正検知の精度向上・強化 関係事業者との連携による不正利用の被害拡大の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 不正検知の精度向上・強化 関係事業者との連携による不正利用の被害拡大の防止

②流出 ID・PW による不正ログイン・不正利用事案(今年 7 月)の概要と対応

今年 7 月、コード決済サービスにて、流出 ID・パスワードによりアプリ内で不正ログインが行われ、アプリと端末との紐付け管理がなされていなかったため、登録されているクレジットカードを用いてチャージを行い、商品が購入される事案が発生した。

「コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン」では、アプリと端末との紐付け管理を求めており、ログイン ID・パスワードが流出しても、端末が異なれば決済拒否等が可能だが、こうしたガイドラインで掲げている措置が必ずしも遵守されていなかった。

当該事案を受け、経済産業省では、(一社)キャッシュレス推進協議会の全会員に対し、不正対策ガイドラインの趣旨と取組徹底を求める文書を発出するとともに、同協議会主催の「コード決済普及促進プロジェクト全体会」において、参加会員全員に対し不正対策の実施について、強く要請を行った。

また、同協議会においては、「複数システムを連携させた決済サービスにおける不正利用対策に関する検討会」を立ち上げ、システム連携時に決済事業者として注意すべきセキュリティ対策について検討を進め、10 月にガイドラインの改定を行っている。

③責任分担・補償等に関する整理の必要性に関する概要と対応

昨今のコード決済サービスにおける不正利用事案の発生を受け、コード決済事業者による安全かつ安心な決済サービスの提供の重要性が改めて認識される中、消費者にとって「安心」な決済サービスであるためには、不正利用が発生した場合に利用者にとどのような責任・補償等があるかを、あらかじめ明確にしておく必要がある。

こうした中、(一社)キャッシュレス推進協議会において、「コード決済における不正利用に関する責任分担・補償等についての規定事例集(利用者向け利用規約)」が策定・公表されたところである。当事例集では、コード決済事業者に対し、不正利用における責任分担・補償等の規定を利用規約等に明示的に記載することを求めている。

なお、当該事例集の公表後、利用規約等を変更したコード決済事業者も複数存在する。

④①～③についての今後の対応の方向性

①～③のような問題に適切に対処するためには、割賦販売の範囲を超えたコード決済サービス全般に係る包括的な対策が必要であり、(一社)キャッシュレス推進協議会において、コード決済事業者における継続的なセキュリティ対策や消費者への適切な情報提供がなされるための機動的な対応が進められており、引き続き各種ガイドライン含め、対策の効果を見極めつつ、こうした取組をフォローしていくことが必要であると考えられる。

⑤クレジットカード番号等の漏えいリスク

(ア)クレジットカード番号等の適切管理義務の制定経緯と現行法の概要

クレジットカード番号等の適切管理義務は、平成 20 年改正時、現行法第 35 条の 16 第1項において、イシュア(第1号)・アクワイアラー(第2号)を直接の義務主体として措置された。その後、平成 28 年改正時に、加盟店からのカード情報の漏えい拡大を受け、加盟店が直接の義務主体として追加された(第3号)。

加えて、法第 35 条の 16 第3項に基づき、これらの事業者からクレジットカード番号等の取扱いの委託を受けた者は、クレジットカード番号等取扱契約受託業者として、委託元から必要な指導その他の措置を受けることとされている。

また、平成 28 年改正においては、アクワイアラーと決済代行業者(PSP)又はコード決済事業者等のうち、加盟店契約の締結及び解除について最終決定権限を有する者は、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録が必要となり、法第 35 上の 17 の9に基づき、当該登録を受けた者についても適切管理の義務がかかることとなっている。

【図 17】現行法上のクレジットカード番号等の適切管理義務

条文	主体	クレジットカード番号等の適切管理義務
35条の16	①クレジットカード等購入あつせん業者(イシュア)	直接の義務主体(第1項第1号)
	②立替払取次業者(アクワイアラー)	直接の義務主体(第1項第2号)
	③加盟店	直接の義務主体(第1項第3号)
	④①～③からクレジットカード番号等の取扱いの委託を受けた者	①～③から適切管理のための指導等を受ける(第3項) (間接的な義務主体)
35条の17の9	⑤クレジットカード番号等取扱契約締結事業者(※1)	直接の義務主体(35条の17の9)

(※1) アクワイアラーとPSP又はコード決済事業者等のうち、加盟店契約の締結及び解除について最終決定権限を有する者が登録が必要となる。

(イ)新たに決済サービスに携わる事業者の出現

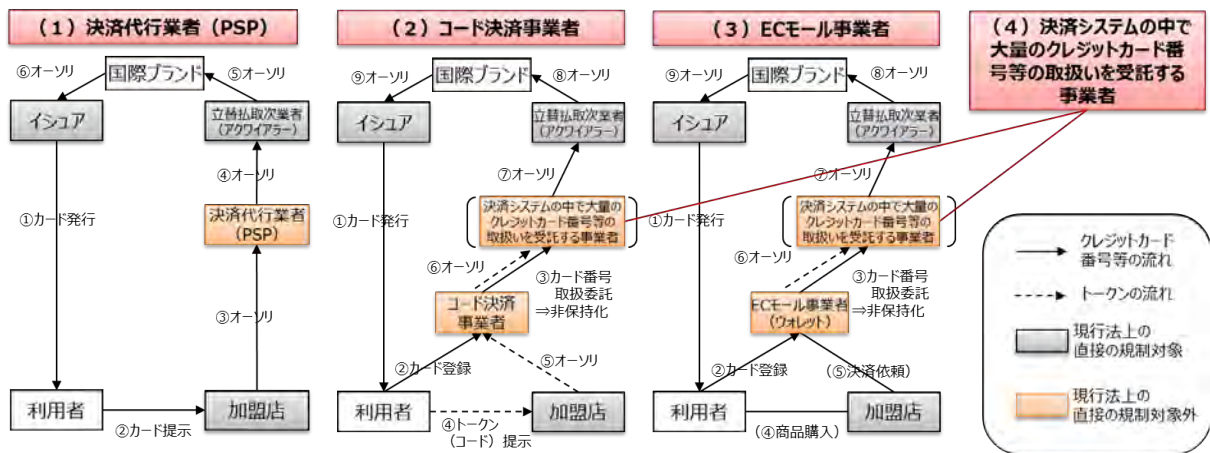
ICT の進展に伴い、決済テクノロジーが進化する中、決済システムにおいて大量のクレジットカード番号等を取り扱う事業者として、以下のような類型の新たに決済サービスに携わる事業者が出現しており、これらの事業者とクレジットカード番号等の適切管理義務との関係をどのように考えるかについて整理を行う必要が生じている。

- ・ 決済代行業者(PSP)…アクワイアラー・加盟店間の決済データの授受やアクワイアラーと包括加盟店契約等を締結することで加盟店にクレジットカード決済スキームを提供する事業者
- ・ コード決済事業者(QR コード決済事業者など)…利用者からクレジットカード番号等

の提示を受け、これを自社又は他社に委託することでトークンに置換し、トークン(コード)を用いた後払いサービス等を提供する事業者²³

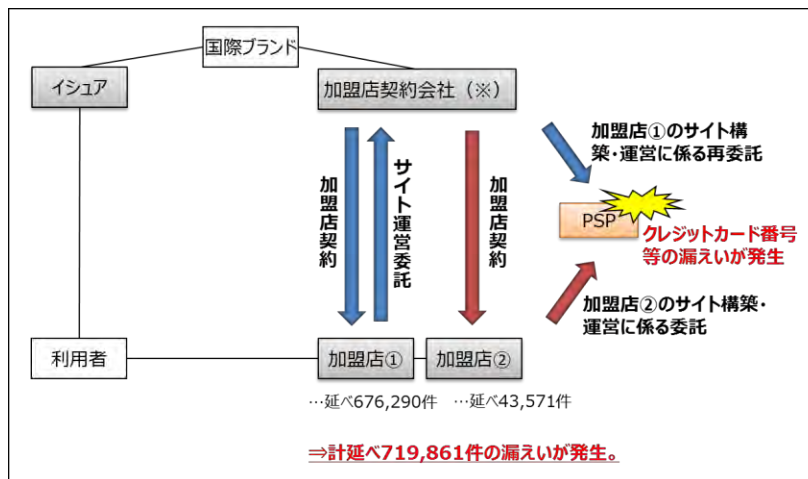
- ・ EC モール事業者…利用者からクレジットカード番号等の提示を受け、EC モール内でこれを用いた後払い決済が可能となるようなウォレットサービス等を提供する事業者
- ・ 決済システムの中で大量のクレジットカード番号等の取扱いを受託する事業者…コード決済事業者や EC モール事業者等から、クレジットカード番号等の取扱いの委託を受け、クレジットカード番号等を大量に取り扱う事業者

【図 18】各主体の提供するサービスとクレジットカード番号等との関係



このうち、決済代行業者(PSP)においては、平成 29 年3月、Apache Struts2²⁴の脆弱性を悪用した不正アクセスを受け、延べ約 700,000 件のクレジットカード番号等が漏えいする事案が発生した²⁵。

【図 19】決済代行業者(PSP)からの漏えい事案の概要



²³ なお、今後の技術進展次第では、QR コード等のコード以外にも、顔認証や静脈認証などの生体認証をはじめとした、多様なインターフェースを用いた決済手段が出現することが想定される。

²⁴ Apache Software Foundation が提供する Java のウェブアプリケーションを作成するためのソフトウェアフレームワーク

²⁵ 本事案では、16 桁のクレジットカード番号の他、セキュリティコードも漏えいしたものもあり、こうした場合には他の事業者のセキュリティ対策が無効化される懸念もある。

(3)クレジットカード番号等の適切管理に係る検討

①今回の検討課題となる事業者と現行法におけるクレジットカード番号等の適切管理義務の関係

上記の4類型の事業者と現行法におけるクレジットカード番号等の適切管理義務の適用関係について整理すると、以下のようになる。

- ・ これらの事業者は現行法上のクレジットカード等購入あつせん業者・立替払取次業者・加盟店の定義に該当しない。
- ・ 決済代行業者(PSP)やコード決済事業者等は、イシュア・立替払取次業者・加盟店等との間でクレジットカード番号等の取扱いの委託契約関係があれば、これらの事業者からクレジットカード番号等の適切管理のための指導等を受けるが(間接的に適切管理の義務がかかる)、当該間接的な義務がかかるかどうかは、専ら当事者間の委託契約関係の有無によることとなり(例えば、コード決済事業者の場合、一般的には委託関係はない)、委託契約関係がない場合には指導を受ける等間接的な義務がかからない。
- ・ クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録は、アクワイアラー又は決済代行業者(PSP)・コード決済事業者のうち、加盟店契約を締結する際に最終的な決定権限を有するいずれかの者が登録の義務を負うこととなっており、専らこれら事業者の間の契約関係により登録の要否が決まる。従って、決済代行業者(PSP)やコード決済事業者が登録を要しない場合には、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者としてクレジットカード番号等の適切管理に係る直接の義務は課されない²⁶。
- ・ 従って、これらの事業者は直接の義務も間接的な義務もかからない場合がある。

②具体的な制度措置

以上の整理を踏まえ、以下の観点から、決済代行業者(PSP)・コード決済事業者・ECモール事業者・決済システムの中で大量のクレジットカード番号等の取扱いを受託する事業者にも、クレジットカード番号等の適切管理義務を課することが適当である。

- ・ 大量のクレジットカード番号等を取り扱っており、漏えいすれば、大規模な情報漏えい事件につながることを懸念される。
- ・ 決済代行業者(PSP)において、平成29年に約700,000件のクレジットカード番号等が流出する事案が発生。コード決済事業者等においても、大規模なクレジットカード番号等の漏えい事案が発生するリスクを抱えている。
- ・ 上述の通り、委託契約関係や登録の有無により、直接の義務も間接的な義務もかからない場合がある。

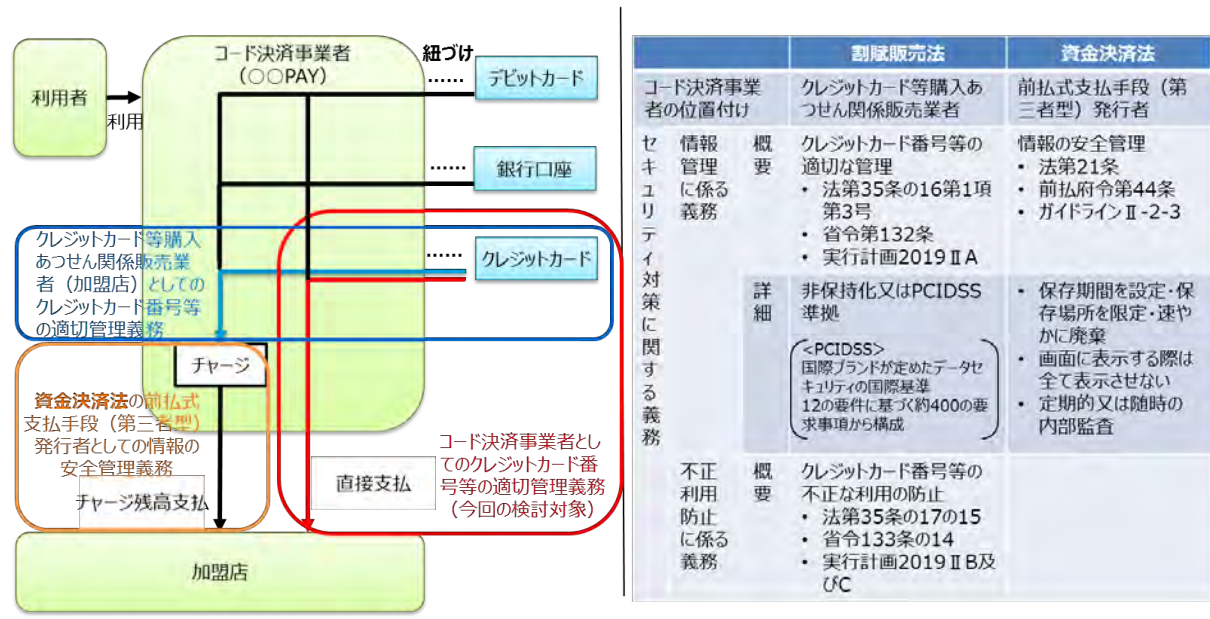
²⁶ クレジットカード番号等の適切管理の義務主体ではない。

【参考】コード決済事業者にかかる義務の整理

例えば、コード決済事業者には、現行法上、クレジットカードによりチャージを行うケースでは、クレジットカード等購入あつせん関係販売業者として、クレジットカード番号等の適切管理義務がかかることに加え、資金決済法上の前払式支払手段（第三者型）発行者として、情報の安全管理義務がかかるなど、事業を営むに当たり、複数の法律の対応が求められる場合がある。

（クレジットカードでチャージができる前払式支払手段（プリペイドカード等）においても同様に、割賦販売法と資金決済法の義務がかかる構造となる）

【図 20】コード決済事業者にかかるセキュリティ対策義務



	割賦販売法	資金決済法
コード決済事業者の位置付け	クレジットカード等購入あつせん関係販売業者	前払式支払手段（第三者型）発行者
情報管理に 係る義務	クレジットカード番号等の適切な管理 ・ 法第35条の16第1項第3号 ・ 省令第132条 ・ 実行計画2019ⅡA	情報の安全管理 ・ 法第21条 ・ 前払府令第44条 ・ ガイドラインⅡ-2-3
セキュリティ対策に関する義務	詳細 非保持化又はPCIDSS準拠 (<PCIDSS>国際ブランドが定めたデータセキュリティの国際基準12の要件に基づく約400の要求事項から構成)	・ 保存期間を設定・保存場所を限定・速やかに廃棄 ・ 画面に表示する際は全て表示させない ・ 定期的又は随時の内部監査
不正利用防止に係る義務	概要 クレジットカード番号等の不正な利用の防止 ・ 法第35条の17の15 ・ 省令133条の14 ・ 実行計画2019ⅡB及びC	

第3節 時代の要請を受けた消費者保護～書面交付の電子化～

(1) 現行法上の書面交付義務

現行法上、書面交付義務として、包括信用購入あつせん業者は、カード等の交付時、クレジットカード利用時、リボ払い債務請求前に、原則として書面交付が義務付けられており、電子メール等による方法を用いるためには、利用者の事前の承諾が必要となっている。

一方、加盟店については、平成 28 年改正により、事前の利用者の承諾を必要とせず、書面・電子的手段のいずれによる情報提供も可とすることとした。但し、その際にも、書面交付を求められたときは、法定事項を記載した書面の交付が必要であることとされた。

【図 21】現行の割賦販売法における書面交付義務(包括)

	義務の内容	電子メール等の可否
包括信用購入あつせん業者	カード等の交付時の取引条件表示 例) カード会員規約の手交・郵送	原則：書面交付 例外：利用者が承諾した場合に電子メール等の方法によることができる。
	カード利用時の書面交付 例) 毎月の利用明細の郵送	
	リボ払い債務請求前の書面交付 例) 請求書の郵送	
加盟店	カードによる商品購入時の情報提供 例) 対面取引におけるレシート等	原則：情報提供（書面／電子メール等） 例外：書面交付を求められたときは、書面交付

(2) 論点と具体的な制度措置²⁷

①「スマートフォン・パソコン完結型サービス」の「完全電子化」

(ア) 中間整理と論点

近時、QRコード等を用いたスマートフォン決済や、スマートフォン・パソコン等を利用したEC取引が一般化する中で、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」について、「完全電子化」²⁸する必要性・許容性について、中間整理では下記のように整理がなされている。

中間整理において示された考え方

(必要性)

書面の交付を求められた場合には法定事項を記載した書面を交付しなければならないとした場合、結局、…加盟店においては紙媒体やプリンターを備えておく必要があり、包括信用購入あつせん業者においては事業者の印刷や郵送等のコストがかかるため、十分な電子化メリットが享受できない状況となるが、…(完全電子化を行えば、)こうした負担の軽減につながるが見込まれる。

²⁷ 「書面交付の電子化を考えるにあたっては、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成 12 年法律第 144 号。いわゆる IT 基本法）に掲げられた目的及び方針を踏まえて積極的に対応すべきとの大きな視点を踏まえることが重要」との意見があった。

²⁸ 利用者等から書面での交付を求められた場合にも、書面を交付する義務を課さないとするをいう。

(許容性)

スマートフォン・パソコンによりクレジットカード機能を利用する利用者層の利便の観点からも、許容される。

こうした場合においては、利用者は既にインターネットや電子メール等を一定程度使いこなすことができていると考えられ、デジタル・ディバイドの観点からも許容できる。

こうしたことを踏まえれば、スマートフォン・パソコンを用いたサービスを提供する事業者や当該サービスを利用する利用者の利便性、デジタル・ディバイドの観点から、いわゆる「スマートフォン・パソコン完結型サービス」について「完全電子化」が認められると考えられる。

そこで、制度の見直しに向け、「完全電子化」が認められる「スマートフォン・パソコン完結型サービス」とは、具体的にどのようなサービスかについて検討を深めた。

(イ)「スマートフォン・パソコン完結型サービス」の考え方と具体的な制度措置

スマートフォン・パソコンを用いたサービスを提供する事業者や当該サービスを利用する利用者の利便性、デジタル・ディバイドの観点を踏まえ、(a)カード番号等の交付・付与時、(b)カード番号等の利用時及び(c)債務請求時に、スマートフォン・パソコンのみによって行われているサービスを「スマートフォン・パソコン完結型サービス」とする。

こうしたサービスについて、包括信用購入あつせん業者の取引条件表示・書面交付及び加盟店の情報提供に関し、「完全電子化」を認めることが適切である。

なお、現時点においては、以下のような場合は、上記(a)(b)(c)の少なくともいずれかの時点でスマートフォン・パソコンのみによって行われている場合とは言えず、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」とはみなさない。これらの「完全電子化」については、今後、スマートフォン・パソコンの利用状況、デジタル・ディバイドの観点を踏まえ、検討を深める必要がある。

現時点において、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」に該当しないとする例

- ・ 物理的カードを同時に/追加で交付する場合
- ・ 物理的カードのクレジットカード番号をオンライン入力して決済する場合
- ・ 物理的カードをスマートフォンに紐づけて決済(QRコード決済やNFC決済等)する場合

②包括信用購入あつせん業者に対する書面交付義務の見直し

(ア)中間整理と論点

中間整理では、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」以外の包括信用購入あつせん業者に対する書面交付義務の見直しに関し、以下の考え方が示された。

中間整理において示された考え方

「スマートフォン・パソコン完結型サービス」以外の場合において、包括信用購入あつせん業者における取引条件の表示義務やカード利用時の書面交付義務について、より一層の電子化を可能とすることは、近年スマートフォン・パソコンを利用したクレジットカード決済が普及する中で、利用者の利便性を向上させるとともに、事業者のコスト負担軽減という観点からも適切である。また、一定割合存在する、高齢者等の電子的通信手段を有しない消費者への情報提供が確保されるよう配慮等も必要である。

こうした考え方を前提とし、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」以外の場合の包括信用購入あつせん業者における書面交付義務について、加盟店の場合と同様、事前の承諾がないとしても、原則として電子メール等の方法を利用することができるべきであると考えられる。その場合、どのような点に配慮した上で、具体的にどのような仕組みにすることが適切かについて検討を深めた。

(イ) 具体的な制度措置

平成 28 年改正における加盟店の書面交付義務の見直しは、「スマートフォンの普及等情報化の飛躍的進展という社会状況の変化、FinTech 等によるイノベーション振興の観点、情報提供に関して IT 化に応じた対応を図る他方の動向等を踏まえ、情報提供に関する割販法の規定が今後の技術革新や新ビジネスの創出を阻害することのないよう」²⁹措置されたものである。

こうした考えの下、平成 28 年改正により、既に加盟店において、書面交付義務に代えて情報提供によることとされている中、利用者の利便性や事業者のコスト負担の軽減、デジタル・ディバイドの観点から、包括信用購入あつせん業者の書面交付義務についても同様の仕組みを念頭に置くことが考えられる。

加えて、高齢者等の電子的通信手段を有しない消費者への情報提供が確保されるよう配慮等も必要であることから、少なくとも利用者等から求めがあった場合には、書面交付を行わなければならないこととすることが考えられる。

こうしたことを踏まえ、包括信用購入あつせん業者の書面交付義務³⁰については、原則「情報提供」(書面/電子メール等のいずれも可)によることを認めることとする一方で、電子的通信手段を有しない利用者等への情報提供が確保されるよう、少なくとも利用者等から求めがあった場合には、書面交付を行わなければならないこととすべきである。

以上のとおり、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」において書面の「完全電子化」を図り、包括信用購入あつせんにおいて原則「情報提供」を許容するに際しては、こうした情報提供は、利用者が契約関係や利用情報を正確に把握する上で重要であるこ

²⁹ 平成 28 年 6 月 2 日 割賦販売小委員会報告書 ～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～<追補版>P26

³⁰ (法第 30 条) カード等の交付時の取引条件表示、(法第 30 条の 2 の 3 第 1 項) カード利用時の書面交付義務、(法第 30 条の 2 の 3 第 2 項) リボ払い債務請求前の書面交付義務を指す。

とに鑑み、制度の見直しに合わせて、消費者に対する啓発・教育に取り組むことが重要である。

③契約解除前等の催告書面の電子化

契約解除前等の催告書面は、利用者の法的な契約関係に影響するものであるため、特に重要なものであるとの指摘があり³¹、その電子化に際しては、高齢者等の電子的通信手段を有しない利用者に対する一定の配慮が必要と考えられる。

一方で、契約解除前等の催告書面の交付の方法については、利用者自身の意思が尊重されるべきものであり、少なくとも、書面交付以外の方法を認めない現行制度については、電子化の観点から見直しを行うことが必要と考えられる。

「スマートフォン・パソコン完結型サービス」の利用者は、主として、「デジタル・ネイティブ」等の既にインターネット等を使いこなすことができる利用者が想定され、書面で交付を受けるより、いつでも・どこでも受け取れ、利便性が高い電子での交付を受ける方が、消費者保護にも資するとも考えられ、「デジタル・ディバイド」の観点からも「完全電子化」とすることが許容できると考えられる。

こうしたことを踏まえ、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」に係る包括信用購入あつせん業者の契約解除前等の催告書面については、「完全電子化」とすることが適当である³²。

なお、スマートフォンの急速な普及の中で、通常、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」を利用する利用者においては、「デジタル・ディバイド」という観点での問題は比較的想定されにくいと考えられるものの、「完全電子化」という新たな手法によることとするに際しては、上述した啓発・教育活動を進めるとともに、こうした制度の見直しの影響について、引き続き実態把握・検証を行うことが求められると考えられる。

「スマートフォン・パソコン完結型サービス」以外のサービスに係る包括信用購入あつせん業者の契約解除前等の催告書面については、段階的な見直しを行うものとし、現時点においては、原則書面交付とした上で、利用者が承諾した場合には、電子メール等の方法によることができることとする。

ただし、「情報通信技術の活用が進む今日の社会において、書面の電子化による利点や課題などを考慮すれば、原則「情報提供」としても差し支えないのではないか」といった趣旨の意見も複数あり、「スマートフォン・パソコン完結型サービス」以外のサービスに係る契約解除前等の催告書面の更なる電子化についても、関係する内外状況を踏まえつつ、原則「情報提供」とした場合の課題を整理し、今後検討を深めることが重要であると考えられる。

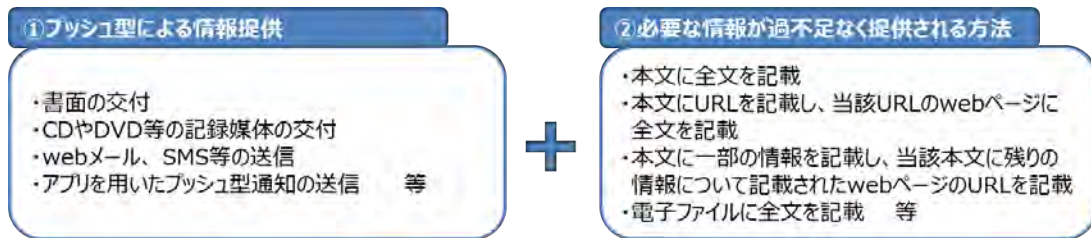
³¹ 「契約解除や期限の利益の喪失といった法的な不利益に直結するものであり、消費者が見落とししたり、気付くことができなかったときの不利益の大きさが、カード交付時の取引条件の表示等の書面とは異なる。」との意見があった。

³² 「FinTechの事業は、基本的にデジタルで完結するように設計されており、実際に催告書面を交付する機会の有無にかかわらず、書面交付義務が残れば、そのための体制を構築・整備しなければならず、事業者にとっては大きな負担となる」との意見もあった。また、「アドレス変更や迷惑メールフォルダへの振り分け等によるメールの不到達ないし意図せざる見過ごしといった懸念があることから、完全電子化については慎重に検討すべきではないか」との意見もあった。

【参考】情報提供の方法

電子的な情報提供を行う場合、現在の利用者等の情報通信技術の利用状況やITリテラシーの状況を踏まえ、現時点では、①プッシュ型の情報提供を行っていること及び②必要な情報が過不足なく安全に提供される方法であることを求めることが適切であると考えられる。

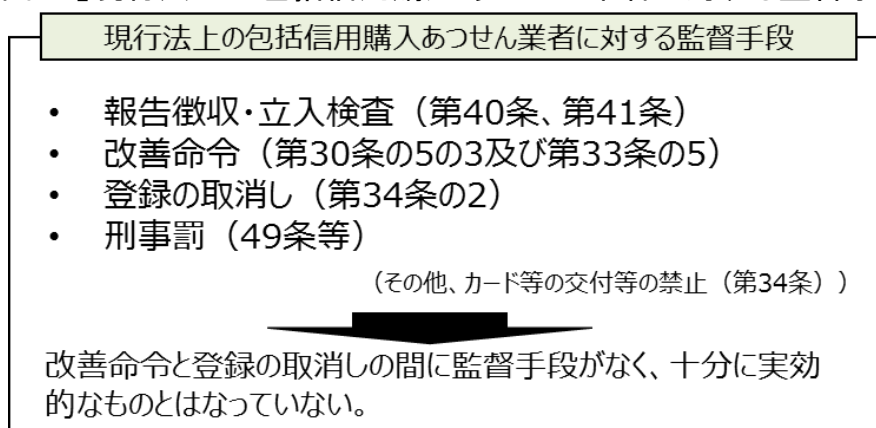
【図 22】情報提供の方法



第4節 セーフティーネットの整備

現行法上の包括信用購入あつせん業者における監督手段は、報告徴収・改善命令・登録の取消し・立入検査・刑事罰等が措置されているが、改善命令と登録の取消しの間に監督手段がなく、十分に実効的なものとはなっていないと考えられる。特に、情報窃取・不正利用の手段が巧妙化し、セキュリティリスクが高まるとともに、テクノロジーの進展に対応した柔軟な法体系へと移行すること等も踏まえ、実効的な履行確保措置を講じることが必要である。

【図 23】現行法上の包括信用購入あつせん業者に対する監督手段



クレジットカード取引を巡るテクノロジーが進展し、安全・安心なクレジットカード利用環境の整備が求められている中、検査・監督を一層強化するため、「包括信用購入あつせん業者」・「少額包括信用購入あつせん業者（仮称）」に対する業務停止命令を新設すべきである。

第5節 今後の対応の方針

テクノロジーや決済分野における新たなビジネス展開が急速に進む中で、これらの措置を迅速に行うことが求められる。